

うきは市立浮羽中学校いじめ防止基本方針

1 浮羽中学校いじめ防止基本方針の意義

(1) 基本理念

いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「浮羽中学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

(2) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権侵害です。

(3) いじめに対する基本認識と全関係者による対応

いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、生徒の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの防止

生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、わかる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、以下の基本施策を実施します。

基本施策

- ・学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・命を大切さを学ぶための道徳の時間、学級活動の充実を図る。
- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実を図る。
- ・校長による命の大切さやいじめに関する講話を実施する。
- ・いじめの防止等のための対策に関する校内研修の実施

(2) いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修
- ・月1回いじめアンケート等の実施
- ・定期的な教育相談活動の実施（5月、7月、10月、12月、2月）
- ・相談・通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校職員の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・「校内いじめ問題対策委員会」の月1回開催
- ・被害生徒の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応
- ・出席停止制度等の適切な運用
- ・いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策は、生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように必要な啓発活動として、外部講師(NPO 法人子どもとメディア等)を招きインターネットやスマホ等の情報モラルの研修会等を行う。
- ・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努める

(4) 組織の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・スクールカウンセラーが入る「校内いじめ問題対策委員会」を学期に1回実施します。
- 「校内いじめ問題対策委員会」の構成員は以下の通りです。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(生徒指導担当主幹教諭)、学年主任
専任補導、支援加配、養護教諭、スクールカウンセラー
(活動内容)
 - ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
 - ②いじめ防止に関すること
 - ③いじめ事案に対する対応に関すること
 - ④いじめが心身に及ぼす影響等のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
 - ⑤「校内いじめ問題対策委員会」において学期ごとの基本方針の実施状況の評価、点検の実施

(5) 学校・家庭・地域と連携した取組

地域全体で生徒を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介
- ・学校通信、学年通信、学級通信等によるネット上のいじめに関する内容例の周知、啓発
- ・地域懇談会、学級懇談会等での研修
- ・県 PTA 連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進

(6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。